

特許が無効とされた場合の遡及効発生時期 ～専利法第47条における遡及効発生時期が争われた事例～

中国知的財産権訴訟判例解説（第9回）

陝西東明農業科技有限公司
再審申請人（一審被告、二審上訴人）

v.

陝西秦豊農機（集）有限公司
再審被申請人（一審原告、二審被上訴人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

無効宣告請求により特許が無効となった場合、特許権は初めから無かったものとみなされる（専利法第47条）。ただし、専利法第47条第2項では、判決が確定し既に執行が完了していた場合は、一定条件下で遡及効を発生させないことにより、紛争の蒸し返しを防止せんとしている。専利法第47条第2項は以下のとおり規定している。

専利法第47条第2項

特許権の無効の決定は、特許権が無効とされる前にに人民法院が言い渡しかつすでに執行した特許権侵害の判決、調解書、すでに履行又は強制執行された特許権侵害紛争の処理決定、ならびにすでに履行された特許実施許諾契約及び特許権譲渡契約に対しては、遡及効力を有しない。

専利法第47条第2項では「無効とされる前に」と規定しているが、無効宣告請求の決定日、決定書の発送日、または決定書の到達日のいずれであるかは明確ではない。

本事件では決定日の次の日が執行完了日であり、当該執行が、専利法第47条第2項の「無効とされる前」の執行に該当するか否かが問題となった。最高人民法院は、遡及力を発生させる基準となるのは決定日であるとする判決をなした¹。

1 最高人民法院2012年11月20日判決（2012）民提字第110号